

平成29年(2017年)9月7日

札幌市教育委員会
教育長 長岡豊彦様

札幌市就学援助審議会
会長 若松尚代

就学援助認定基準額及び支給費目等について（答申）

本審議会は、就学援助認定基準額及び支給費目等のあり方に関する諮問に応じ、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

1 基本的な考え方

就学援助制度は、「経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な援助を与える」ことを定めた学校教育法第19条に基づくものである。

この制度は、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を受けることができるよう配慮し、実施しているものである。

就学援助を実施することは市町村の義務であるが、いかなる援助を行うかはそれぞれの市町村が定めることとされており、支給内容や援助対象者のとらえ方は市町村により異なる。

市町村それぞれに財政事情、地域的事情もあり、必ずしも画一的な取扱とする必要はないが、他都市の実態や動向を十分に考慮し均衡のとれた制度運営を行いながら、永続的な制度の維持に向け配慮していくことが必要であると考えます。

また、事業の実施にあたっては、貴重な税収の合理的執行として市民の理解を得られるものでなければならない。

以上のような考え方を基本としながら、社会経済情勢などを総合的に判断して制度運営のあり方について検討する。

2 本市の就学援助制度の現状と課題

(1) 認定基準額について

本市の就学援助認定基準額には、一般限度額と住宅所有世帯に適用する特別限度額の二通りがあり、毎年、その前年の生活保護基準額に、それぞれ1.10、1.05の比率をかけて算定することを基本としている。

しかし、平成25年に生活保護基準額の大幅な引下げが決定し、就学援助制度に影響が及ぶこととなったことから、平成26年度開催の就学援助審議会において、認定基準額のあり方について審議を行った。

その結果、平成27年度以降は、認定基準額を生活保護基準額に連動させず、一定期間後にその時点の経済状況等を踏まえ、あらためて見直しを行うことが望ましいとの答申がなされた。このことを受け、教育委員会においては、平成27年度から3年間は、生活保護基準額の引下げ前に定めた平成26年度の認定基準額を使用すると決定したところである。

本審議会においては、平成30年度以降の認定基準額のあり方について検討を行った。

また、特別限度額については、昭和55年度開催の就学援助審議会において、“住宅所有世帯の場合、非所有世帯と比較してローンの支払いと家賃とは家計支出の面では同一視できるが、ローンの支払いはあくまで自己の財産形成のためのものであり、いわゆる貯蓄と考えられること、また、自動車所有世帯については、それを維持管理する負担能力を持っているとの観点から、各々非所有世帯との間に格差を設けることもやむを得ない”との判断により、昭和56年度より導入されたものである。

しかし、平成26年度開催の就学援助審議会において、自動車は“広く普及しているものであり資産の所有や贅沢品として考えるものではない”との答申がなされ、平成27年度より、自動車所有世帯は一般限度額が適用されることとなった。同答申の中では、住宅所有世帯についても“今後の検討課題とする必要がある”との意見が付

されたところである。

本審議会においては、制度導入時と現在とでは住宅事情等が異なることから、現在の社会状況を踏まえ、住宅所有世帯の特別限度額適用の是非について検討を行った。

(2) 支給費目の追加について

現在、札幌市の就学援助においては支給していない、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」などの費目について、市議会等から支給対象として追加すべきとの意見が寄せられている。

平成26年度就学援助審議会における答申では、財源の問題や他都市の状況を鑑み、支給費目として直ちに追加することは困難とされたものの、「クラブ活動費」や「生徒会費」については、教育活動の一環として位置づけられていることなどから、支給費目に追加すべき事項として、支給方法の検討を進めるよう意見が付されたところである。

本審議会においては、現在の札幌市の財政状況や他都市の状況等を踏まえ、支給費目の追加について検討を行った。

(3) 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

就学援助の支給費目の一つである「新入学児童生徒学用品費」は、小学校及び中学校への入学準備金として支給している。就学援助の申請受付から審査終了までに要する期間の都合上、これまでは入学後の6月に支給していた。

しかし、市議会等から、出費を必要とする入学前の時期に支給すべきとの意見があったことを受け、平成28年度、特に標準服や指定用品の購入費用がかかる中学校入学予定者（既に就学援助の対象となっている小学6年生）に対しては、試行的に入学前の3月に支給したところである。

ただし、小学校入学予定者に対する入学前支給については、就学援助の申請方法などの問題があり、実施が見送られている。

本審議会においては、小学校入学予定者への入学前支給にかかる課題の整理を行い、実施の是非について検討を行った。

3 審議結果

(1) 認定基準額について

国は、平成25年に行われた生活保護基準の見直しが、できる限り他制度に影響が及ばないようにすることを基本的考え方としており、各市町村に対し適切に判断・対応するよう求めている（平成29年3月31日付け28文科初第1870号）。

本審議会としては、平成30年度以降の認定基準額について、①生活保護基準額が平成25年の基準に戻るまで現状の認定基準額を維持する“現状維持方式”、②前年の生活保護基準額に連動させることを前提に平成25年から平成29年までの生活保護基準額の引下げ相当額を認定基準額に加算する“生活保護連動＋加算方式”、③比率を上げたうえで前年の生活保護基準額に連動させる“生活保護連動＋比率アップ方式”の3案を中心に検討を行った。

検討の結果、“生活保護連動＋加算方式”は、今後の生活保護基準額の動向が読めない中、仮に下がることとなった場合には認定基準額も減額となる。減額の度合いによっては、就学援助受給者へ影響が大きくなることも考えられ、本審議会としては望ましくないとの結論に至った。

また、“生活保護連動＋比率アップ方式”は、就学援助受給者数を現状より増やすことを目的とするものであるが、当然に費用の増加を伴うこととなる。札幌市の財政状況を踏まえると、受給対象の拡大と後述する支給費目の追加を同時に求めることは困難であり、受給対象の拡大よりは支給費目の追加を優先すべきと判断した。

本審議会としては、就学援助受給者への不利益が生じない“現状維持方式”が望ましいと考える。ただし、今後、生活保護基準額が大きく下がり、認定基準額との乖離が大きくなる事態が生じた場合には、あらためて認定基準額のあり方を検討すべきであろう。

一方、特別限度額についてであるが、制度が導入された昭和56年当時は、不動産価格が右肩上がりの状況にあり、持ち家は財産であるという考えが主流であった。現在は資産価値の上昇が見込みにくく、当時とは状況が異なる。

就学援助制度は、資産の調査を行う生活保護制度とは異なり、あくまで直近の家計状況が、子どもを就学させるのに必要な費用を賄えるような状況にあるかを判断するものである。この視点において、住宅所有世帯と非所有世帯との間に生活状況の顕著な違いを見出すことはできなかった。

特別限度額の廃止により就学援助受給者が増えることになるが、このための財源の確保が可能な状況にあるならば、特別限度額は廃止することが望ましいと考える。

(2) 支給費目の追加について

現状においても「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」の3費目を支給している政令市は3市のみである。しかし、道内の都市に着目すると、いずれの費目においても10以上の市が支給対象としている。

平成26年度就学援助審議会では、ただちに支給費目を追加することは困難と判断されたところではあるが、道内市における支給費目の追加が増加傾向にあることや、平成26年に子どもの貧困対策法が施行され、全国的に子どもの貧困対策を強化すべきとの認識が広がっていることを踏まえ、就学援助受給世帯の負担軽減のため、上記3費目の追加に努めるべきと考える。

その中でも、中学生の全員が負担する「生徒会費」は、特に優先度の高いものであり、その相当分を支給費目として最優先に追加すべきものとする。

「クラブ活動費」を支給する場合には、中学校の部活動加入者全員が負担することになる部活動振興会費相当額を、「PTA会費」を支給する場合には、その相当分（若しくはその一部でも）を支給額とすることが望ましい。

(3) 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

入学準備金としての性格を有する新入学児童生徒学用品費については、入学前の時期に支給されることが望ましい。

平成28年度に試行実施した中学校入学予定者への入学前支給では、特段の大きな問題が生じることはなかったことから、今後は正式に実施していくべきと考える。

小学校入学予定者への入学前支給については、収入証明の発行時期や、支給後に市外の小学校に入学することになった者からの返金にかかる問題など、いくつかの課題はあるが、既に実施している他都市の事例も参考としつつ、札幌市の状況に適した内容となるよう実施に向け検討を進めることを望む。

(4) 認定要件の適正化等について

札幌市の財政状況は依然厳しい状況にあるが、認定要件の適正化等により費用を抑

えることも視野に入れながら、財源の確保に努めることを期待する。

現状においては、収入が多いために児童扶養手当の支給が停止されている世帯であっても、2年前に児童扶養手当を受給した実績があれば就学援助の対象となっているところであるが、この取扱は他の認定要件との間の公平性を欠くものとする。認定要件の適正化の一つとして、見直しを行うべきである。

また、所得種別間の公平性に鑑み、現在、世帯収入を算定する際に対象としていない年金所得についても、低年金者に配慮しつつ、そのあり方について検討・見直しを行うことを求める。

これら認定要件の見直しが実現すれば、厳しい財政状況の中での財源確保にも資すると考える。

併せて、既に支給対象となっている費目についても納税者の理解が得られるような合理的なものとなっているか、他都市の状況等を踏まえ、次回の就学援助審議会において検討を行うことを望む。

4 その他

これまで就学援助審議会は不定期に開催されてきたが、認定基準額が生活保護基準額の影響を受けることを鑑み、国における生活保護基準額の検証年度（5年に1回）に合わせるなど定期的な開催することが望ましいと考える。